## 主 文 本件各控訴を棄却する。

(控訴の趣意と答弁)

検察官の控訴趣意は検察官提出の控訴趣意書に、被告人らの控訴趣意は被告人ら が連名で提出した控訴趣意書に、弁護人らの控訴趣意は弁護人杉本昌純、同水嶋 晃、同宮沢洋夫、同木内俊夫、同北村哲夫が連名で提出した控訴趣意書にそれぞれ 記載されたとおりであり、被告人らおよび弁護人らの各控訴趣意に対する検察官の 答弁は検察官提出の答弁書に記載されたとおりであるから、いずれもこれを引用し、これらに対して、以下当裁判所の判断を示すこととする。 (弁護人らの控訴趣意に対する判断)

控訴趣意第二の一について。

論旨は、昭和二五年東京都条例第四四号集会、集団行進及び集団示威運動に関す る条例(以下「都公安条例」という。)はその一条、三条において定める基本的な部分において憲法二一条に違反し無効であるにもかかわらず、原判決が被告人らの所為に同条例一条・五条または三条一項但書を適用してこれを有罪としたのは法令 の解釈適用を誤つた違法がある、というのである。

集会、集団行進および集団示威運動(以下「集団行動」という。)が憲法ニ にいう表現の一形態であり、その自由が保障されなくてはならないことはいうまで もない。そして、事の性質上、表現の自由は他の行為の自由にもまして強い保障を 受けるべきものであるから、公共の福祉に名をかりてみだりにこれに制限を加える ことの許されないこともまた多言を要しないところである。しかしながら、この表 現の自由といえども、あらゆる権利に本質的なその権利自体に内在する制約を免れないこともまた認めざるをえないところで、ことに、表現を目的とする行為のうち 集団行動は、単に口頭または文書をもつてする表現とは異なり、身体的行動をもつ てする表現ないしは身体的行動を伴う表現の形態であるから、他人の人権ないしは 公共の利益と衝突する危険をより多く含んでいることは否定できないところであ る。したがつて、たとえば、街頭における集団行動が同時に暴力を伴い地域住民・ 滞在者等の生命、身体、財産等に危害を及ぼすような形態のものである場合、それが許されないと解することは―いかなる場合がこれに該当するかの判断にあたつては十分慎重でなければならないこというまてもないが―表現の自由の内在的制約の 見地からこれを是認しなければならないところであつて、そのように解したからと いつて憲法二一条に違反するものとはいえない。

次に、右のように表現の自由の範囲を逸脱した集団行動を事前に禁止することが 許されるかどうかにつき考えてみると、かりに禁止に値する集団行動であつても、もし表現の内容すなわち集団行動の目的に着目してこれを事前に禁止するのであれば、それはまさしく事前検閲に該当するから許されないことは明らかである。しかし、その表現しようとする事項の内容を問題とするのではなく、それとは無関係に その外形的側面である表現の方法ないし態様にかかわる集団行動の行動面の危険性 だけに基づいてこれを禁止するのは、事前検閲を禁止する憲法にたんら違背するも のではなく、また、集団行動の性質上、現実に前述のような状況が生じた後にこれ を禁止したのでは実害を防止しえない場合の多いことにかんがみれば、 事態を生ずる蓋然性がきわめて高く、しかもそのことが明白であるかぎり、事前に その集団行動自体を禁ずることも、必要最小限度のやむをえない措置として許容さ れるものと解される。

そこで、以上のことを前提とすれば、集団行動に関する法的規制としては、集団 行動を行なおうとする者に対しあらかじめ所轄行政機関に届け出ることを義務づけ たうえ、その届出を待つて情況により特定の場合には当該集団行動の禁止を命ずる とができるとする届出制(たとえば立法例として西ドイツの集会および行進に関 する法律参照)をとることも考えられる。しかし、そうではなく、形式上これを許可制としたとしても、この一事をとらえて直ちにこれを違憲無効なものと即断することはできない。要は表現の自由が不当に制限されるかどうかという実質にあるのであって、いわゆる届出制をとったからといって、もし禁止命令を発することのである。 きる範囲が広汎なもので行政機関の恣意を許すものであれば、それは違憲であると いうのほかなく、反対に許可制であつても、特別の例外的な場合を除いてはすべて これを許可すべきものとなつていて、不許可処分をすることができる場合の要件が 合理的根拠のあるものでありかっ厳格に定められているものであれば、いわゆる一 般的な許可制を定めて不当に集団行動を事前に抑圧するものとはいえず、これを違

憲無効ということはできないのである。許可制は、一般的な禁止を前提とし、これを特定の場合に解除する形をとるものであるが、そのことは許可処分の対象とな行為がその性質上違法であることを意味するものではなく、一般的にみれば違言ない行為であつても、例外的にもせよ、他の基本的人権との関係でその行為のてももい行為である場合においては、無許可でこれを行なうことを法によっても、解注しておいたうえ個々的にこれを許可する方法をとることも立法形式として可応なのであり、その場合に特定の例外的な場合以外には許可することすなわち禁止の解除が建前になっているのであれば、形式は許可制でも実質は特定の例外的な場合の禁止権を留保した届出制と異なるところがなく、そのいずれを採るかは立法技術上の問題であって、要は憲法の保障する表現の自由が実質上不当に侵害されることがなければよいのである。

ただ、この両者を比較すると、届出制の場合は行政機関の特段の禁止命令がないかぎり集団行動を自由に行なえるのに対し、許可制のもとにおいては許可処分のないかぎりその行為が行なえないことになり、行政機関がなんら許可・不許可の意思表示をしなかつた場合に差異を生ずることになる。しかしながら、憲法上平穏かつ秩序正しく行なわれる集団行動の自由が不当に奪われてならないことはいうをまたないのであるから、行政機関の許可・不許可の意思表示のない場合には許可があったものとみなす趣旨の規定が設けられることが望ましく、またその規定を欠くとしても、憲法の精神に照らしそのように解すべきものであつて、右のように解釈することによつて届出制と同一に帰することができるわけである。

所論は、この点に関し、集団行動の許可・不許可をつかさどる都公安委員会がこの規定を正しく解してその許可権を濫用しないという保障はないという。しかし、行政機関の処分については、この場合にかぎらずあらゆる場合に濫用の可能性は存するのであつて、そのことを理由ににわかに本条例を違憲視することができないのはもちろんである。要は、そこにどのような許可・不許可の基準が定められているか、その機関にどの程度の判断の信頼性が認められるか、また濫用に対する救済措置がどのように認められているかというような諸般の点を総合してこれを決するほかはない。

員から成る合議体で、政府はもちろん都知事の指揮監督をも受けない独立の権限を 有する行政委員会であり、その政治的中立性と権限行使の公正とが制度的に保障さ れているということができる。しかも、この公安委員会がもし不許可の処分をした 場合には詳細な理由をつけて東京都議会にその旨をすみやかに報告しなければなら ないのであるし、当事者は行政訴訟により裁判所にその取り消し等を求め、必要が あれば処分の執行停止を申し立てる等司法審査の途も開かれているのであつて、こ れらの諸点を総合して判断すると、同条例三条一項本文が許可・不許可の基準に関 しこの程度の抽象的な文言で規定しているからといつて、これを違憲無効な条例で あるということはできない。

なお、所論は、同条例は都公安委員会が集団行動実施の日時の二四時間前までに 許可の通知をしなかつた場合および不許可処分をした場合の通知に関しなんらの規 定を設けていないから違憲であるというようにもいう。しかし、前述したように集 団行動が憲法上本来自由であるべきであり、ただ例外的に禁止される場合もあるこ とにかんがみて手続上許可制をとつているとの考え方からすれば、同条例を憲法に 合致するように解釈するかぎり、集団行動実施の時までに許可・不許可の通知がな いときは許可があったものとして取り扱うという解釈をすれば足りるのであって (現に昭和三五年一月八日付「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の取 り扱いについて」と題する東京都公安委員会決定の六には、許否の決定のあつた旨 を記載した書面を「主催者または連絡責任者が受領しない等申請者の責に帰すべき 事由のある場合を除き、その他特別の事由により前項の所定の時間内に交付できな かつたときは許可のあつたものとして取扱うものとする。」と定められ、右解釈と 同旨の取り扱いがなされている。)、その点についての規定を欠くからといつて本 条例を違憲無効とすることもできない。

また、所論は、手続を経ないで集団行動をした者に対しては無届行為として最小 限度の秩序罰を科すれば足りるのに、刑罰を規定した都条例は違憲であると主張し ているようにも解される。しかしながら同条例の定めている許可制が前記のように 合憲であると解される以上、この手続を無視して集団行動を行なうことは違法であ り(同様の手続違背は形式上届出制があつても起こりうる問題である。)、それが 手続上の違法であるからといつて、これに対する制裁が必ず秩序罰であるべきで刑罰であつてはならないということはない。ただ、その科する刑罰の程度についてはもちろん問題がないわけではなく、単なる手続的違背に止まる場合に重い刑を科することは許されないである。 ることは許されないであろう。しかし、本条例の違反の中には実質的に不許可すな わち禁止に値するものが許可なく行なわれる場合も含まれるのであつて、 このよう な場合のことを考えれば、条例五条が法定刑として最高一年の懲役まで規定してい るからといつて、不当であるとはいえない。それゆえ、この点の主張も採用するこ とができない。 控訴趣意第二の二について。

論旨は、都公安条例の運用の実態は憲法の表現の自由を保障した趣旨に反するも のである。すなわち、(一)憲法二一条に直結する集団行動に関する許可事務を都 公安委員会が警視総監以下の機関たとえば警視庁警備部長に委任していることは、 その許可条件が直接に都公安条例五条により犯罪構成要件として機能し、かつ実力 規制の根拠となるところからみても、憲法の趣旨に反し、許可事務等を都公安委員会の権限に委ねている趣旨にも反するものであり、(二)警視庁警備課による事前折衝の運用は実質的には不許可処分等の役割を果たしており、(三)警備課が付与 した多数の許可条件による実力規制、条例違反を理由とする逮捕権の濫用等は集団 行動を不当に制圧し轡法の趣旨に反する運用であつて、以上の本条例運用の実態を 総合的に判断すれば明らかに表現の自由を保障した憲法の趣旨に反するものであ る。しかるに本条例の運用の実態は本条例自体を違憲とする程に一般的許可制と同 様の広汎な事前抑制ではないとした原判決は、事実を著しく誤認し、法令の解釈適 用を誤つたものである、というのである。

そこで、所論にかんがみ、都条例運用の実態が違憲か否かについて逐次検討す る。

## 許可事務の委任について

ある行政庁の名をもつてする行為を決定するにあたり、当該行政庁自身が必ずし もすべてこれを決裁するわけではなく、あらかじめ一定の範囲を定め、あるいは臨 時にその決裁を補助機関に委任することは、通常「代決」と呼ばれ、行政機関内部 の事務処理の方法として広く行なわれているところであり、 このような決裁の委任 は、法がその行為を当該行政庁の権限に属せしめた趣旨を没却しないかぎり、適法 なものと解せられる。したがって、都公安委員会が都公安条例三条による許可およびそれに伴う条件の付与につきその一部の代決を補助機関である警視総監、警視庁警備部長および警察署長に委ねたからといつて、そのこと自体が違法であるとはいえないことはもちろんであり、要はその代決の範囲が許可および条件の付与を都公安委員会の権限とした都条例の趣旨に反するようなものであるかどうかによつてその適否が決せられるといわなければならない。

そこでこの点につき検討してみるのに、「昭和三一年一〇月二五日東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程」「昭和三一年一〇月二五日訓令甲第一九号、東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規定」、原審および当審証人Aの各証言、別件におりまる事務の事務処理に関する規定」、原審および当審証人Aの各証言、別件におりまる事務の前に関する事務のうち、不許可処分、集団行進の進路、場所または日時の変を伴う許可処分、許可の取消処分、許可条件の変更処分、その他メーデー行事では大規模な集団行動たとえば一〇万人以上の集団による集団行動、あるいともでも大規模な集団行動たとえば一〇万人以上の集団による集団行動のよるに表表の長い路線にまたがつて行なわれる集団行動の場合等を重要特異なものとよびでである。とともに、といる自らのの条件付与については警視総監に決裁の権限を与えるとともに、との事務を主管部長に処理させ、特に定例軽易なものにては警視を与えるとともであるとよが認めまます。といる合議体であるところ、他にも多数の事務を見ければならぬ事をあり、かつ集団行動に関する。条件付与の事務は量ものに迅速な処理をある合議体であるところ、他にも多数の事務は量ものに迅速な処理をあるといる。

(二) いわゆる事前折衝について

あらかじめ知ることによつて無用の許可申請をしないですむ便宜は少なくない。ことに都公安条例による集団行動の許可申請については、原判決も説示するように、 もしせつかくの申請に対し不許可または進路、時間等の変更の処分などがあれば、 時期が接近しているのが通常である関係上、これを参加予定者に周知徹底すること が困難となって混乱が生ずるおそれのあることを考えると、事前折衝の必要性とそれによる便益は他の場合以上に大きいとみることができる。したがつて、本件集団 行動に関しいわゆる事前折衝が行なわれ、その際主催者側では本来集団示威運動を 希望していたのに、係官から国会開会中は国会周辺の集団示威運動は遠慮してほし 布室していたのに、原音がら国本圏ムーは日本圏へが、国会周辺の集団示威運動の許いとの都公安委員会の意向を伝えられたところから、国会周辺の集団示威運動の許可申請をしても不許可となるであろうことをおそれ、集団行進とすることに方針を 可申請をしても不許可となるであろうことをおそれ、集団行進とすることに方針を 切りかえたとしても、それは要するに事前折衝を通じて予想されたところに基づき 自らの意思を変更したにすぎないものであつて、もし申請者側の意思決定に影響を 与えたものがあるとすればそれは都公安委員会の方針それ自体なのであり、 伝えた事前折衝という手続そのものが問題であるわけではない。ただ、事前折衝 も、もしその衝に当たる係官がその際都公安委員会の方針を正確に申請者側に伝えず独自の考えを押しつけるようなことがあると、申請者側の判断を誤らせることに もなり、あるいは事前折衝の段階で双方の意思が一致しないかぎり許可申請を受け つけないというようなことがあれば、結局は当局の方針に従わないかぎり許可申請 の自由を認めないこととなって、違法、不当となることを保しがたい。しかしながら、一件記録および当審に霊ける事実の取調の結果によれば、本件事前折衝に当た つた係官が都公安委員会の方針を誤り伝え独自の見解を押しつけた形跡は認められ ないし、また、事前折衝がなされるまで警察署長が一時許可申請書の受理を留保するという慣行はあつたにしても、事前折衝において合意をみないかぎり許可申請書の受理・進達をしないというような事実はこれを認めることができないから、この 点に違法があるともいえない。

(三) 実力規制措置等について

この点につき原判決が認定するところも正当であつて、本件において警察官の実力規制措置が一般的に表現の自由の行使である集団行動を不当に制限圧殺し、憲法の趣旨に反する運用をしたとまではいうことができず、一件記録を検討し、当審における事実取調の結果に徴しても事実誤認を疑わせるものはない。 のみならず、かりにその実力規制措置の面で違法・不当な点があつたとしても、

のみならず、かりにその実力規制措置の面で違法・不当な点があつたとしても、それに対しては個々的に制裁ないしは是正の方法が開かれているのであつて、そのことがさかのぼつて許可処分全体の効力なり有効な条件の違反による起訴を無効ならしめるものでなく、また濫用のおそれがありうるからといつて、本条例を違憲と解することの失当であることは、前示昭和三五年七月二〇日の最高裁判所大法廷判決の判示するとおりである。

がこれを要するに、本条例の運用の実態は、すでにみてきたように表現の自由を不当に制限するものとして、本条例自体を違憲無効ならしめるものとはいえず、この点について原判決に事実誤認ないし法令適用の誤りがあるとは認められないから、論旨はいずれも理由がない。

控訴趣意第二の三について。

論旨は、無許可ないし条件違反の集団行動の主催者、指導者等の処罰を定める都公安条例五条の規定はその処罰の実質的合理的根拠を欠くものであり、また「主催者」「指導者」等の概念は犯罪構成要件としてきわめて不明確てあるから憲法三一条に違反して無効であるとの弁護人の主張を原判決は排斥してこれを合憲としたが、この判断は法令の解釈適用を誤つたものだ、というのである。

しかしながら、すでに弁護人の控訴趣意第二の一に対する判断の中で説示したところがら明らかなように、都公安条例は集団行動が憲法上本来自由になされるのであることを前提としたうえいわゆる義務づけられた許可制を採用しるべきといれるのであつて、集団行動をそれ自体違法であることは関いされるといるわけではない。そして、かかる観点からすれば、許可ないるといるわけではない。そして、かかる観点をは、許可ないるをところであるが、その違法性の内容は、通常の場合、すなわちその集団行動が特には、形動のであるが、その違法性の内容は、通常の場合で、無許可のである場合には、のであるがはは、であるがもしてはなく許可を申請するのが相当で、無許可のであるがは、そのものとして違法となった場合が、もし許可手続を経ていれば付せられたであるう条件に違反する行動に出たような場合が、そのいずれかの場合に限ると考え

られる。しかし、右のように行為の違法性が手続違背的性質のものであるにせよ ともかく違法である以上は、法人によってこれに対し相応の刑事制裁をもって臨む ことを妨げるものではない。そして、その場合の違法行為とはなにかといえば、許 可を受けていないという状態(許可のあつたものと解釈される場合がこれにあたら ないことは前に説示したところから明らかである。)のもとにおいて集団行動をす ることつまり集団行動をしたことが違法行為にあたるのであつて、許可申請をしな かつたという不作為が違法行為であるわけではない。このことは、許可申請をしな くとも、集団行進さえ行なわなければ、なんら違法の問題を生ずる余地がないこと からみても明らかである。そうであるとすれば、無許可で集団行動が行なわれた場合においては、これに参加し関与した者はすべて前述の意味における違法行為をし たものにほかならないのであるが、都公安条例は、集団行動の特質を考慮して単な る参加者に対しては刑事罰をもつて臨むことを差し控え、責任の重いとみられる主 催者、指導者、煽動者だけを処罰の対象としているのであるから、そのことが違法・不当でないことはいうまでもないところである。この点につき所論は、許可申請をしないこと自体を違法行為であるとみる前提の上に立つて、その後に現実に行 なわれた集団行動の指導者、煽動者を処罰することを違憲であるとして非難するも ののごとくであるが、その前提が誤つていることは前述のとおりであるから、その 立論はとうてい採用することができない(無許可の集団行動の指導者、煽動者を処 罰の対象とする都公安条例五条は憲法三一条に違反しないとする最高裁判所昭和四 〇年(あ)第一〇五〇号昭和四一年三月三日第三小法廷判決、刑集二〇巻三号五七 頁参照)

また、所論は、条件違反の集団行動の主催者、指導者等を処罰することは憲法三 条に違反するとも主張しているもののようである。しかし、付せられた当該条件 が違憲、無効のものでないかぎりはその条件に違反する行為が違法であることは当 然であり、都公安条例五条が処罰の対象としているのは当該条件違反行為を現実に 指導しまたは煽動する等の行為をした者に限られることは同条の解釈上明白である から、なんら同条が違憲であるとはいえない。

なお、所論は、「主催者」、「指導者」、「煽動者」の概念はあいまいであるから同条例五条は憲法三一条に違反するとも主張する。しかしながら、無許可ないし条件違反の集団行動の「主催者」「指導者」「煽動者」の各概念は原判決が説示し ているように法概念としてその意義をそれぞれ明らかに把握することができるので あつて、その意味内容がきわめて不明確であいまいであり憲法三一条の罪刑法定主 義に違反するとの所論は採用しがたい。

そうだとすると、都公安条例五条は結局憲法三一条に違反するとはいえないか ら、論旨は理田2000 控訴趣意第三の一について。 型小安冬例三条一項 論旨は理由がない。

論旨は、都公安条例三条一項但書の規定は都公安委員会が許可の条件を付与する についての明確な基準を欠き、包括的事項に関し同委員会に広範な裁量権を与える 結果、同委員会が不当に多くのきびしい条件を付することにより事実上不許可処分 をするのと同様の結果を生じさせるおそれがあり、しかもそのような結果の発生を 防ぐ制度的保障も欠き、憲法二一条に違反して無効である。なお、同条例三条一項 六号の定める条件は実質上全部または一部の不許可処分たる性質を有するのに、 の付与の基準も抽象的、不明確であつて審法二一条に違反して無効であるから、 れらの点で原判決には法令適用の誤りがある、というのである。

そこで考えてみるのに、都公安条例三条一項本文によつて許可される集団行動に つき同項但書が必要な条件をつけることができると規定しているのは、集団行進お よび集団示威運動が平穏かつ秩序正しく行なわれない場合には、時として公共の秩 序を乱し、地域住民、滞在者等の基本的人権を侵害することがあるため、かかる事 態を防止するためにほかならない。そして、このように条件を付すことによって制 限を加えるのは表現自体ではなく単なるその行動的側面であるから、その条件を付 する基準も集団行動そのものの許可・不許可の基準とはおのずから差があつてよい とのちに述べるとおりであるが、そうはいつても、事は憲法の保障する自由権の 制限に関するものであり、ことにはその行動面が表現の自由と不可分の関係にある 場合もあることを考えると、その場合につけられる条件は、それによつて集団行動 による表現の自由を本質的に抑圧するようなものであつてはならないのはもちろ ん、そうでないものであつても、集団行動の日時、場所、規模、態様、地域の実情 等に応じ、その条件によつて規制される行為の憲法上の意義とこれによつて侵害さ れる地域住民等の利益とを慎重かつ細心に比較衡量したうえ、必要な最小限度のも

以上の次第で、条件付与に関する都公安条例三条一項但書各号は憲法二一条に違 反して無効であるとはいえないから、論旨は理由がない。 控訴趣意第三の二について。

論旨は、都公安条例五条は地方自治法一四条五項による刑罰立法の一般的包括的な条例への委任に基づくものであるが、かかる委任は正当手続条項(憲法三一条)を一般的委任命令禁止条項(憲法七三条六号)で定めている罪刑法定主義に反手もので無効であるばかりでなく、同条例五条のうち三条一項但書の規定による条件違反の集団行動の主催者らを処罰する部分は白地刑罰法規であるところ、その補充規範たる条件は一般に告知されず、しかもその内容はあいまい不明確であり、その違反に対する法定刑は合理的根拠を欠いている、なお条件付与が警察官に委任される場合のあることも補充規範定立手続が適正を欠くものであるから、要するに都公安条例五条は憲法三一条に違反して無効であるのに、これを有効とした原判決は法令の適用を誤つたものだ、というのである。

よって、考えてみるのに、 (一) 刑罰を規定するには原則として法律をもつてしなければならないことは 憲法三条の規定上明らかであるけれども、法律の授権があればそれ以外の法令五項 つても刑罰法規を設けることができると解せられるところ、地方自治法一四条五項 はまさにこの罰則制定を地方公共団体の制定する条例に授権した規定で、所論の都 公安条例五条はこれに基づいてその授権の範囲内で設けられた規定てあることは疑いない。ただ、法律による授権といつても、無条件の白紙委任的なものである いないことは当然であるところ、地方自治法一四条五項をみると、その対象となる 程度包括的であることは認めざるをえないところである。しかし、その対象とな 事項は同法二条二項・三項に明示されているのであるし(同法一四条一項参照)、 規定することのできる法定刑の範囲も比較的軽いものに限定されている。そして、 そのことと、条例が行政機関の定める政令以下の命令と異なり公選の議員をもつて 組織する地方公共団体の議会の議決を経て制定される自治立法であることとをあわ せ考えると、この程度の授権が憲法の趣旨に反するといえないことは最高裁判所昭 和三一年(あ)第四二八九号同三七年五月三〇日大法廷判決(刑集一六巻五号五七 七頁)の判示するとおりであるから、その点で都公安条例五条が憲法三一条に違反 するとの論旨は採用することができない。

(二) 次に、所論は、都公安条例五条のうち条件違反を処罰する部分は白地刑罰法規だと主張する。しかし、右の部分の構成要件は、「第三条第一項但し書の規定による条件……に違反して行われた集会、集団行進又は集団示成された側面主催を取るであるである。都公安委員会が条件をつける行為は、ということなのである。都公安委員会の権成要件に該当したという事実がこの構成要件に該当したといるといって、その条件に違反したという事実がこの構成要件に該当したといるといって、新聞法規の一部(所論のいう補充規範)の制定をはよれてものであるにはならず、、付した条件を一般の刑罰法規の立法によることにはならず、、付した条件を一般の刑罰法規の立法によることにはがつて、前人によれば、条件を一般の刑罰法をとれば足りるところによのでなるによれば、都公安委員会の付した条件の内容は集団行れなければないのである。によれば、都公安委員会の付した条件の内容は集団行ればならないの方法を参加者に周知させる機会は十分に存するのである。(三)所論は、また、本件において付せられた条件の中には、違法なもの、単

(三) 所論は、また、本件において付せられた条件の中には、違法なもの、単なる注意事項に過ぎないもの、あいまい不明確なものがあるので、犯罪構成要件としての適格性を欠くというようにもいう。しかし、条件が犯罪構成要件そのものでないことはすでに説示したとおりであるから、個々の条件の有効無効は構成要件の効力とは別の問題で、もし個々の条件が違法もしくは意味不明確で条件として無効であるか、または単なる注意事項にすぎないとみられる場合はその違反行為を条件違反として処罰しなければそれで足りるのである。

(四) また、所論は、右条例五条が条件違反についても一年以下の懲役もしくは禁錮又は五万円以下の罰金に処することとしているのは処罰の合理的根拠を欠れていると主張する。しかしながら、前述のとおり条件が公共の秩序、住民・滞在程度の基本的人権保護のために付せられるのであることを考えると、その違反の程度のは公衆に与えた損害等の情状のいかんによつては右の法定刑の長期を相当とする場合も予想されないことではないから、この程度の法定刑を設けたことが憲三一条に違反するほど罪刑の均衡を失しているとはとうていいえないばかりでなく、右の五条の規定は、条件違反ばかりでなく、本来許可さるべきでないのに無いるので集団行動が行なわれたような情の重い場合にも適用されることが予想されてもるのであつて、これらの諸種の違反行為をこの程度の法定刑で一括して規定してもあながち不当であるとはいえない。それゆえ、この点の主張も採用することができない。

(五) 所論はまた、都公安委員会が重要特異でない集団行動の条件付許可処分につき警視庁の警察官にその代決を許しているのは白地刑罰法規の補充規範の定立手続において適正を欠くと主張する。しかし、条件をつけることが行政処分であて刑罰法規の立法に属しないことはすでに述べたとおりであるうえに、同条例五条は所論の代決につきなんら規定しているわけではないから、代決の問題が同条の合憲性に影響するものでないことはいうまでもないところである。したがつて、所論は結局いわゆる代決を違法であるとし、これによつてつけられた個々の条件の適法性を争うことに帰着すると解されるが、この代決の適否の点についてはすでに弁護人の控訴趣意第二の二に対する判断の中で説示したとおりであるから、ここには改めて繰り返さない。

以上の次第で、本論旨はいずれも理由がない。

控訴趣意第三の三の(一)、(二)について。 論旨は、本件各条件付許可処分は審法二一条、三一条に違反し無効であるのに、これを合憲・有効とした原判決には法令の適用の誤りがある。すなわち、(1)原判決は都公安条例三条一項但書の条件付与について、公共の安寧に対する直接の危険の発生が明らかに認められる場合ばかりでなく、その危険の発生の虞れがある場合にもまたその予防のために必要な最小限度の条件を付し得ると解しているが、都公安条例三条一項但書の規定が辛うじて合憲性を保つためには、集団行動に付与される条件は、その条件を付することなく集団行動を許すならば公共の安寧を保持す

るうえに直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合に限り、その限度において付 しうるに過ぎないと解するほかはないから、右の点で原判決には法令の解釈適用に 誤りがあり、(2)本件における「ことさらなかけ足行進」の禁止、「行進隊形は 五列あるいは六列縦隊とすること」、「だ行進、……停滞、すわり込み、先行てい 団との併進、追越し等交通秩序をみだす行為をしないこと」という条件は、 さらなかけ足行進」「交通秩序をみだす」など概念として不明確なものを含み、ま た、その違反に対して刑罰を科するに足りる実質的な合理的理由を欠いているか かかる行為を一律無差別に可罰的に禁止することは道路交通上の利益を常に集動に優先させ、表現の自由を不当に制限ないし禁圧するもので、憲法二一条、 団行動に優先させ、 三一条に違反する無効な条件であり、(3)原判決は本件刑事事件に適用されていない注意事項ないし違法の疑いがある条件を本件各条件から全く切断して、国会周 辺の集団行動についての「合唱、かけ声、シュプレヒコール等示威にわたる言動は 行わないこと」という条件はこれを別とし、本件各条件の適法性を強調するけれど も、前者の条件違反を理由とする都公安条例四条の即時強制や現行犯逮捕等は集団 的表現の自由に対する重大な侵害であり、一部の条件付与が違憲(違法)無効であ

る場合にも許可処分自体の効力が問われなければならない、というのである。 そこで、所論の各論点について、順次考察することとする。 〈要旨第一〉(一) まず、都公安条例三条一項但書によつて条件をつける基準に つき検討してみるのに、それが集団行動に〈/要旨第一〉よる表現の自由を本質的に抑 圧するようなものであつてはならず、また、そうでなくとも必要最小限度のものに 止めるべきことは、すでに弁護人の控訴趣意第三の一に対する判断の中で述べたと おりである。しかしながら、同項本文による集団行動そのものの許否の基準とこれ を許可した場合の同項但書による条件付与の基準とが同一であるべきかどうかにつ いては、集団行動を許可しないことは、まさに一定の表現をすること自体を禁止す るものであるから、憲法二一条の保障との関係上きわめて慎重てなければならず、 例外的な場合としてその要件を厳重に定める必要があるのに対し、許可処分につけ られる条件は、表現行為そのものはこれを認め、ただその実施の際の行動的側面に 対してある程度の制限を加えるのにすぎないから、その条件をつける基準は、不許 可の基準とは趣きを異にし、一般的にいえばそれよりゆるやかであつて差支えなく (ただ、同じ条件でも、同項一号から五号までの事項に関する条件と六号の進路、 場所または日時の変更とではその基準におのずから差のあることは前に述べたとお りである。しかし、この後者の基準も、集団行動それ自体の不許可の基準と全く同 一であると考えなければならないものではない。)、そのことは、同項本文が不許 可の基準として集団行動の実施が公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明 らかに認められる場合に限るとしているのに対し、条件については但書が単に「必 要な条件をつけることができる。」と規定しているにすぎないことからも認められるところである。したがつて、条件をつけることによつて保護さるべき法益としては、公共の安寧(社会生活の安全・平穏)と呼ばれるようなものに限定されること なく、たとえば交通秩序すなわち交通の安全と円滑というような公共の利益もまた その法益たりうるのであつて、原判決のいうように公共の安寧に対する直接の危険 の発生するおそれのある場合に限らず、但書各号に定められた事項から窺える各種 の法益を保護するためにも条件を付することができると解するのが相当である。 して、条件付与に際しては、一方においてその行為による公共の利益の侵害の態 様、程度を考え、他方において条件により制限しようとする行為のもつ意義特にそ の行為が集団行動による表現にとつて必要不可欠であり他の方法をもつてしては代 えることができないかどうか等を慎重に考慮し、両者の比較衡量によつてこれを決 定すべきものと考える。

以上の次第で、「公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認めら れる場合」に限つて条件を付することができるとする所論は採用することができな い。

(二) 次に、所論の「だ行進、うず巻行進、ことさらなかけ足行進、おそ足行停滞、あるいは先行てい団との併進、追越しまたはいわゆるフランスデモ等交換 通秩序をみだす行為をしないこと。」という条件について考えてみるのに、 件がもしそこに明示的に列挙されただ行進、うず巻きなどの各行為のほか「交通秩 序をみだす行為」一般をも禁止しているものと解するならば、その「交通秩序をみ だす行為をしないこと」という条件の文言は、はたしてどのような行為まで指すの かあまりに抽象的で不明確だといわなければならない。

しかし、本件において原判決の認定した各行為は、いずれも右のような単に抽象

的に交通秩序をみだしたという理由で条件違反とされているのではなく、その前に列挙された具体的な条件の違反だけが問題となつているのであるから、その点はこではそれ以上問題としない。そこで、進んで、所論が問題としている「ことさらなかけ足行進」という文言について考察すると、そのうち「かけ足行進」という概念が社会の一般常識から考えて不明確といえないことはいうまでもないことであり、「ことさらな」というのはこれを必要とする正当な事由がないのにわざとという意味であることはこれまた日常の用語として十分理解できるところである。それゆえ、右の文言が憲法三一条に違反するほど不明確なものであるとはとうてい考えられない。

次に、所論は、「ことさらなかけ足行進」を禁止することは実質的・合理的な根拠を欠くと主張する。思うに、東京都内の主要街路のように常に交通量の多いとこ ろで集団行進または集団示威運動が行われれば、その反面として一般の交通が相当 阻害され一般公衆が不便を被ることはいうまでもないところであるが、集団行動が 憲法の保障する表現の自由の行使である以上、集団行動を行なうことそのことによって生ずる交通の不便はもとより甘受せざるをえないところである。しかしながら、集団行動なるがゆえにいかなる交通の阻害・混乱を生じてもよいというもので ないことはもちろんであつて、いま行進に際しての集団の速度についてこれをみれ ば、一般の交通に混乱を生じないためには、集団が通常予想される速度すなわち通 常の歩行の速度で進行することが最も望ましく、交通取締官憲はその予想に基づい て一般の交通を規制し、それによつて一般交通と集団行動との混乱を防止することができるのである。ところが、これに反し、もし東京都内の交通量の多い主要街路 で集団がかけ足で行進したりすれば、その進路にある車両や歩行者の交通に不測の 混乱を生ずるおそれがあるばかりでなく、その結果として一般公衆や行進者側に死 傷の結果を生ずることすら保しがたく、また、集団が多数の梯団より成る場合な ど、その一部の梯団のみがかけ足をすれば、集団全体の進行を混乱に陥れ、ひいて は重大な交通の混乱を生じ、一般市民の社会生活にもすくなからざる支障を及ぼすおそれもあるのであつて、これらの点を考慮すれば、「ことさらなかけ足行進」を 禁止することには十分合理的な根拠があるものと考えられる。また、所論が同じく合理的根拠を欠くと主張する隊列に関する条件につき考えてみると、集団行進ないしは集団示威運動といえどもその表現の目的達成に十分であるかぎり一般市民の公人の表現の関係を受けるというという。 共の利益との調和の観点からある程度の制約を受けるのはやむをえないものである ところ、東京都内の交通ひんぱんな主要道路においては、たとえ一定時間内であつ たとしても一般の交通を完全に停止することは市民に与える不便さは図り知れない ものがあり、そのためには一般車両の通行の余地を残すため隊列の幅を一車線内に 制限することとし、したがつて行進隊形を五列もしくは六列というように定めるこ とには合理的理由があるものといわなければならない。

なお、「だ行進、うず巻行進、ことさらかけ足行進、停滞等」も、集団的表現の一形態であることは認めることでも、右のような形態の表現の目的を達することができないとはいえない反面、からに当該集団行動の表現の目的を達することが禁止されることを考えると、右のような行為が禁止されることは表現の自ちによれもあることを考えると、右のような行為が禁止されることは表現の自ちによれもあることを考えると、右のような行為が禁止される日時、場所、単位の具体的実情に照らし、規制される集団行動とこれによって生ずる公共の利益の具体的実情において必要最小限のものとして課ぜられたものと認められ、当なの民主を別に集団行動を規制したものとはいえない。それゆえ、右のような条件が本件集団行動に自ちれても道路交通上の利益を原則的に集団行動の自由に優先させたものというわけまた。

ではなく、憲法二一条に違反するとの所論も採用できない。
(三) さらに、本件許可処分の条件中、注意事項ないし違法あるいは違法の疑いがある条件が混在している以上、条件付許可処分全体の効力が問われなければならないとの所論については、次の「本件各条件付許可処分の全体としての違憲性」の論旨に対する判断として述べるところに譲ることとする。

控訴趣意第三の三の(三)について。

論旨は、原判決は、本件許可処分に付せられた条件を適法な条件のほか注意条項・特別の義務を定めたものでない条項・違法あるいは違法の疑いのある条件に類別し、右許可処分は、注意条項を除けばおびただしくかつ厳しい条件を付しているとはいえず、全体として集団行動の自由を不当に制限するものではないと説示したが、このような類別が不明確であるのみならず、実際にはおびただしい違法、違法

の条件が付与されていると認められるから、それらの条件全体とともに許可処分そのものの憲法二一条に違反するといわなければならず、原判決には法令の適用を誤った違法がある、というのである。

〈要旨第二〉しかしながら、都公安条例三条一項但書により条件を付する行為は、 集団行動の主催者、指導者、参加者等〈/要旨第二〉に一定の義務を課する行政処分で あつて、右の条件は講学上付款の一種たる負担と呼ばれるものに属し(ただし、但 書六号による進路、場所または日時の変更についてはその性質に若干疑問がある が、ここではこれ以上その点には立ち入らない。)、集団行動の許可処分に付随す るものであるため、主たる許可処分が無効であれば条件もまた無効たらざるをえないけれども、ここにいう条件は基本となる許可処分と性質上不可分に相結合する狭 義の条件とは異なり、許可処分自体とは一応別個の行政処分であり、しかもその負 担の内容はそれぞれ別個であるから、各条件ごとに別個な行政処分であると解すべ きである。それゆえ、かりに許可処分に付せられた各条件のうち、その実質が単な る注意事項であるに止まり条件としては無効であるもの、その他違法で無効な条件 が存在するとしても、それはその条件のみを無効ならしめるに止まり、許可処分そ れ自体を無効ならしめることでないことはもらろん、他の条件との関係において も、その間に不可分の有機的関係があるような特殊の場合を除いては、他の条件の 効力を左右するものではない。そして、無効な条件の違反を理由として公権力の行 使がなされたような場合には、その個々の問題ごとに法的な措置を考慮すれば足り るのである。所論は許可処分および各条件付与の処分を一体としてその効力を論ず べきであるとの独自の見解を前提とするものであつて採用しがたく、論旨は結局理 由がない。

控訴趣意第四の――一〇・一五昼事件(被告人D)―について。

論旨は、原判決の被告人口に対する右事件の有罪部分につき、かりに本件に適用されている「行進隊形は五列」および「ことさらなかけ足行進……」という条件が違審無効でないとしても、本件集団行動の動機、目的の重大性に比し、隊列も所与の制限隊列から僅か三列しかオーバーしておらず、そのかけ足行進もとくに交通阻害をもたらしたことは認められないなどきわめて軽微な違法行為であることなどからみると、本件行為は可罰的違法性ないし実質的違法性を欠くものであるから、原判決には法令の解釈適用を誤つた違法がある、というのである。

そこで考えてみるのに、本件の集団行進が東京都心の交通量の多い場所、時間における多人数によるものであることを前提として考えることがごさるとと、がが通知の条件は立ろ、所であるととを前提として理解することができると、がであるとと、がであるとと、がであるとの集団が原判示の条件として理解の主要街路においたのの集団が原判示のような都においたのである。との間午後四時三三分から三四分ころがにことなかけ足を指導したものである。そして、本件集団行意が日韓条約ははいまではいるである。そして、本件集団行意とさらなかにはおいたである。そして、本件集団行意思を治したものである。そして、本件集団行意とさらなかにはないではであるともであるとは、また、またでもの集団が右のといる方はは、秩障を及ぼすおれている事団が右の他の事るがにより公衆の生命よらで直接に対して、、の重に対して、の関連からみてきわめて軽微な違法性を欠くものと解することもできない。

として、可罰的違法性を欠くものと解することもできない。 したがつて、原裁判所が被告人Dの右所為について可罰的違法性があると認め刑 罰を科したことは首肯しうるところであつて、法令の解釈適用を誤つた違法がある とはいえない。それゆえ、論旨は理由がない。

控訴趣意第四の二一〇・一五夜事件(被告人D、同E、同F)―について。 論旨は、原判決は、本件公訴事実中、(A)都学連の集団行動に関しては、 (イ)被告人Dの隊列違反のことさらなかけ足行進指導の事実および(ロ)すわり 込みの指導の事実、(ハ)被告人Eのことさらなかけ足行進指導の事実、(二)被 告人E、同D共謀のすわり込みの指導の事実、(B)社青同の集団行動に関して は、被告人Fのすわり込みの指導の事実の一部をそれぞれ有罪と認定したが、かり に本件許可処分が合憲であつて本件条件が有効であるとしても、本件集団行動は日韓条約批准の緊急かつ重大な事態に際し、それに反対する目的で行なわれた正当なものであつて、前記各条件違反はその態様に照らしきわめて零細なあるいは軽微な違法行為というほかはなく、それらは可罰的違法性を欠き構成要件該当性がないか、あるいは動機、目的の正当性、手段方法の相当性、法益の権衡等の点で実質的違法性を阻却するものであつて、無罪とされなければならないのに、被告人らに有罪を宣告した原判決には法令適用の誤りがある、というのである。

そこで、所論の各具体的行為について検討してみると、まず、所論の(A)(イ)については、約九〇〇人の集団が都心の主要街路において当日午後七時四九分ころから午後八時七分ころまで終始約八列で行進したところ、被告人口において右約八列でのことさらなかけ足行進を指揮誘導したものであつて、第四の一に述べたところと同じ理由から、右所為は実質的違法性ないし可罰的違法性を否定し去ることはできないから、原判決に所論のような法令適用の誤りを見出すことはできない。

つぎに、(A) (ハ) について考えてみるのに、被告人日は同日午後八時八分ころ衆議院西通用門先路上において約二分間、約二—三〇〇名の学生によることさらなかけ足行進を指揮誘導したものであつて、当時警官隊のほかに一般に通行する人車がなかつたにせよ、前に説示したところに照らせば、かかる行為は、集団行進全体の秩序を乱す結果ひいては他の場所における交通秩序をも混乱させ、公衆の社会生活に支障を及ぼすおそれが現実に存したと認められる反面、右行為は集団的意思表示として欠くべからざるものではないことをかれこれ較量すると右所為も集団行動として相当な範囲を逸脱したものというべく、実質的違法性が認められるのはもとよりその違法性が軽微で可罰的違法性を欠如するものとも解しがたい。

さらに、(A)の(ロ)、(二)のすわり込みは約二—三〇〇名の学生集団が同日午後八時一〇分ころから議員面会所前車道上に、約六—七〇〇名の学生集団が午後八時一九分ころから議員面会所前歩道上に、いずれも午後八時五二分ころ機動隊の規制を受けるまで、それぞれ約三—四〇分間すわり込んだものであつて、日韓条約批准反対等の意思を表明するために行なつたものであつても、そのため少なくとも一般交通の再開を遅延させたことは疑いがなく、そのことは、まさに著しく交通秩序をみだし、地域住民の社会生活の利益に少なからざる支障を及ぼしたものにほかならないから、集団行動としての相当な範囲を逸脱したものであり、その所為が実質的違法性ないしは可罰的違法性を欠如するものとは解しがたい。

さらに、(B)のすわり込みは、社青同員約二五〇名が同日午後九時五分ころから九時一〇分ころまでの間に車道上にことさらなすわり込みをすることを被告人Fにおいて指揮したものであつて、右所為もその人員、日時、場所、態様にかんがみ、右所為の有する憲法上の意義とこれによつて著しく交通秩序をみだし、公衆の社会生活に重要な支障を及ぼすおそれが現に存したものと認められることとを較量すれば、集団行動としての相当性を欠くものであり、実質的違法性または可罰的違法性を欠如するものとは認めがたい。

右の次第で、論旨は理由がない。

控訴趣意第四の三の(一)———・五事件(被告人Gに関する部分)—について。

論旨は、原判決は被告人Gおよひ原審相被告人Hが他の者と共謀のうえ約一〇列での行進を指導した事実を認定しているが、昭和四〇年一一月二二日付起訴状によれば、この事実は訴因に含まれておらず、審判を求められた事実の範囲外であるから、原判決には訴訟手続の法令違反がある、というのである。 そこで、被告人Gに対する昭和四〇年一一月二二日付起訴状をみると、その冒頭

そこで、被告人Gに対する昭和四〇年一一月二二日付起訴状をみると、その冒頭の部分には同被告人の参加した集団行進に際し集団に参加した学生らが許可条件に違反し約六列ないし約一二列となつてことさらなかけ足行進その他の行為を行なったことが記載されており、これに続いて被告人Gに対する公訴事実第一として「…道路上において、約六列となつた右学生隊列の先頭列外中央付近に位置し、前向きあるいは後向きとなつて両手を上げ、これを振り、あるいは笛を吹き、『日韓条約粉砕』のシュプレヒコールの音頭をとるなどして、かけ足行進、停滞の指揮し」とその具体的行動が記載され、全文の末尾は、同被告人および原審相被告人Hにつき「もつて、それぞれ右許可条件に違反した集団行進を指導したものである。」と結ばれている。

そうしてみると、被告人Gに対してかけ足行進と停滞の指揮が訴因とされていることは明白であるが、隊列違反の指揮が訴因として含まれているか否かについては

たしかに検討を要するものがあるといわなければならない。しかしながら、本件起 訴状の公訴事実の記載のしかたは、前記のように、まずその冒頭部分に集団そのも のの行動特にその具体的な条件違反行為を叙述し、次いで第一、第二として各被告 人のこれに対する指導の事実を記載する構成をとつているのであるから、冒頭部分 とあわせて読むのでなければ各被告人に対する訴因の意味も十分に理解できない関 係にあるところ、本件起訴状の冒頭の部分に前記のように約六列ないし一二列とな つた隊列の条件違反の事実が掲記されており、これを受けて被告人Gに対する第一 の部分にわざわざ「約六列となった右学生隊列」と記載され、そのかけ足行進、停 滞の指揮をしたと記載されているところからみれば、やはり隊列違反の指揮もまた 同被告人に対する訴因とされているものと解することができる(ちなみに、第一の 末尾の「かけ足行進、停滞の指揮をし」という文言を訴因のいわゆる結びの文言で あると読めば、それ以外の隊列違反の指揮が訴因に含まれていると解する余地はな いことになるが、それがいわゆる結びの文言でないことは当該文体のうえからみて 明らかである。)。ただ、それにしても、このような訴因の記載のしかたはかなり明確を欠くもので、訴因の明示を必要としている刑訴法二五六条三項の趣旨からいつても、そのままで有効であるかどうかについては疑問がある。しかし、この程度 の訴因の不明確竹は事後における検察官の釈明等によつて補正し有効とすることが 可能であると解されるところ、検察官の昭和四一年七月一一日付冒頭陳述要旨のう ち右公訴事実に関する三七頁以下の記載(原審第一記録のうち第二冊一二九丁以 下)によれば、被告人Gの六列ないし一二列での隊列違反の行進の事実もまた許可 条件二の1(「行進隊形は五列縦隊、……とすること」)の違反として「犯行の状 況」の項の中に明記されているのであり、右冒頭陳述は当該公訴事実をより詳細明 確に説明したものとして一種の釈明の性質をあわせ有するものと解することができ るから、被告人Gの隊列違反の訴因はこれによつて明確にされ、当初の不備は補正 されたものというべく、したがつて、原判決が被告人Gにつき隊列違反の事実を認 定したことが訴因外の事実を認定した違法なものとはいうことができない。それゆ え、この点の論旨は理由がない。

控訴趣意第四の三の(二)———・五事件(被告人Gに関する部分)—について。

て。 論旨は、かりに被告人Gに対し隊列違反の集団行進の指揮が審判の対象となつているとしても、同被告人においてこれを指導したものではないから、原判決には法令適用の誤りないし事実誤認がある、というのである。

しかしながら、原判決挙示の関係証拠によれば、被告人Gは原判示のように昭和四〇年一一月五日 I 公園 J 門から a 交差点付近に至る道路上において約一〇列の学生隊列の先頭列外に位置し、両手を振つて手招きをし、号笛を吹き後向きあるいまであって約一〇列での行進を指揮誘導したことか明らかであつて、同初での指揮誘導者として隊列を正常に復すべき義務があつたのであり、かつ同被告人の指揮誘導者として隊列を正常に復すべき義務があつたのであり、かつ同被告人の指揮はよってそのことは可能であったのに、これを怠ったというよりはむしても、将門となるがら、隊列違反を指導した責任を免れるものではない。してみれば、原認定に判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認ないし法令の適用の誤りがあるとはいまない。それゆえ、論旨は理由がない。

・控訴趣意第四の三の(三)—──・五事件(被告人G、同K、同L)—について。

論旨は、一一・五事件(原判示罪となるべき事実(四))に関する被告人G、同 K、同Lの各所為、すなわち被告人Gの隊列違反の行進の指揮誘導(同(四) (1)の(イ))、ことさらな停滞の指揮(同(四)の(1)の口)、同Kのこと さらなすわり込み(同(四)(1)の(ハ))、ことさらな停滞(同(四)の (1)の(二))の指揮および同Lのことさらなすわり込み(同(四)の(2)) の指揮等は、その時間、場所、態様等を考えると、交通秩序をみだす度合はきわめ て少なく、いずれも実質的違法性ないし可罰的違法性を欠くにもかかわらず、有罪 を認定した原判決には法令適用の誤りがある、というのである。

しかしながら、原判示のように集団行進に参加した約九○○名の学生は、当日午後七時ころ I 公園 J 門を約一○列の隊列を組んで出発してから、都市中心の重要な街路上において警察官の規制にあつて激しいもみ合いをし、東京家庭裁判所角交差点付近でことさらに停滞し、その後七列ないし一○列位の隊列で行進し、さらには

五、六列位となり、警察市に到着しても分に歩道とのは東道とを をもいて参議院議員面会所前に到着しても分によるの間 I 大京の間 I 大京の前 I 大京のがけるのかける。 第一次の方になる道路上にというでのがける。 第一次の方にはいていたの一次でのでのがける。 第一次の方にはいていたらないでは、 第一次の方には、 第一次の方に、 

え、論旨はすべて理由がない。 控訴趣意第四の四———・九事件(被告人K)—について。

論旨は、警察官による事前折衝は強圧的・威圧的で代決権限の範囲をこえて行なわれたものであり、かつ集団行動に対する警察官の実力規制は濫用にわたり公訴権の濫用があり、また「かけ足行進」は概念として明確でないうえに、かけ足行進によつて交通障害を惹起する可能性はなく、本件において交通障害を惹起したことの証明もない。さらに、被告人Kが原判決認定の条件違反の行為を指導したことを認める適法な証拠はないのであるから、有罪を認定した原判決には事実誤認がある、というのである。

しながらら、 ・ 九事件に判断すると、 ・ 大の事はによれの事がらら、 ・ 大の事に対するでは、 ・ 大の事にがある。 ・ 大の事に対するがらいでありいである。 ・ 大の事に対するがでありいである。 ・ 大の事に対するがでありいである。 ・ 大の事に対するがでありに、 ・ 大の事に対けるのでありにが変にないがでありいがでありいである。 ・ 大の事にがあるがのでありである。 ・ 大の事に対けるのでありにが変にないがでありにがでありいでので変には、 ・ 大の方にもまたが、してはいかにないが表したとのではは、 ・ 大の方にがでいるで変にないが表したとのではは、 ・ 大の方にがでいるで変にないが表したとのではは、 ・ 大の方にがでいるで変にないが表したとのではは、 ・ 大の方にがでいるでではは、 ・ 大の方にがでいるでではは、 ・ 大の方にがにいるでではは、 ・ 大の方にがにいる。 ・ 大の方にがにないが、 ・ 大の方にがにいる。 ・ 大の方にがにないが、 ・ 大の方にがにないが、 ・ 大の方にがにないが、 ・ 大の方にがにないが、 ・ 大の方には、 ・ 大のがに、 ・ 大のに、 ・ 大のがに、 ・ 大のがに、 ・ 大のに、 ・ 大のがに、 ・ 大のに、 ・ 大のがに、 ・ 大のがに、 ・ 大のに、 ・ 大のに、 ・ 大のに、 ・ 大のに、 ・ 大のででの、 ・ 大のに、 ・ 大のに、 ・ 大のがに、 ・ 大のに、 ・ 大のがに、 ・ 大のがに、 ・ 大のがに、 ・ 大のに、 ・ 大ので、 ・ 大のがに、 ・ 大のに、 ・ 大のがに、 ・ 大のに、 ・ 大のい

それゆえ、論旨はいずれも理由がない。

控訴趣意第四の五―――・――事件(被告人D)―について。

論旨は、原判決は、被告人口か指揮した集団示威運動は当日許可を得ていたN委員くム主催の集団示威運動とは別個独立のものであると判示するが、これは著しく事実を誤認し、法令の適用を誤つたものである、というのである。

しかしながら、原判決挙示の証拠によれば、本件示威運動は許可を受けたN委員

会主催の集団示威運動を終つたのち、許可を受けない一部の参加団体が解散するこ となく独自の行動として許可の内容とは逆の進路をとつて示威行進を始めたもの で、原判示のように右の許可された行動の一環とはいいえない別個独立のものであ ると認めるのが相当である。そして一件記録および証拠物を検討しても、この点に 関する原判決の認定に事実誤認を疑わせるものはない。それゆえ、論旨は理由がな

い。 控訴趣意第四の六—一一・一二事件(被告人〇)—について。 論旨は、本件集団行進に付された「行進隊形は五列縦隊とすること」との許可条 間、交通阻害の状況などからして被告人Oの行為には可罰的違法性がないから、原 判決には法令適用の誤りがある、というのである。

しかしながら、被告人〇が、原判示の日時(午後四時三分から四時一一分ころま で)、首都中心部の街路上において行なわれた学生てい団約六〇〇名の隊列五列を こえる約一〇列の集団行進に際してその隊列違反を指揮誘導した所為は、五列でなく一〇列の隊列をとることが表現活動のうえで有する意義と右日時場所において約六〇〇名の集団が基本隊列の二倍にあたる約一〇列となつて行進したことが著しく 交通を阻害し、都民等の社会生活の利益に重要な障害をもたらすおそれがあつたも のであることを彼此較量すれば、集団行動としての相当性の範囲を逸脱したもので あり、被害法益の大きさとの関連においてきわめて軽微な違法性を有するにすぎな いものとして可罰的違法性を欠如するものとは解しえない。したがつて、原判決が 被告人〇の本件所為について可罰的違法性を認め、都公安条例違反罪が成立すると したのは正当であつて、法令の解釈適用に誤りがあるとはいえない。それゆえ、論旨は理由がない。

(被告人らの控訴趣意に対する判断)

論旨は、原判決は基本的に矛盾にみち、公正をよそおいながら一方の側に立つも のであつて、不当な日韓条約批准に反対する被告人らの実力闘争の正当性を認めな い原判決には事実誤認ないし法令適用の誤りがある、というのである。

しかしながら、原判決挙示の関係証拠によれば原判示事実を認定することがで き、一件記録および証拠物を検討し、当審における事実取調の結果に照らしても、原判決に所論のような判決に影響を及ぼすことが明らかな事案誤認を疑わせるに足 りるものはない。所論指摘の原判決が事件の背景として判示する部分も、被告人ら が本件集団行動を行なうに至つた経緯を客観的に叙述したものであり、原判決が一 方の側に立つて不公正な判断を示したものてないことは判文自体からみてもまた記 録に徴しても明らかである。また、所論は被告人らの実力闘争は全く正当であつた と主張するのであるが、憲法によつて保障された集団行動の自由はもとより十分に 尊重されなければならないけれども、その権利行使は無制限に許されるものでなく、その手段方法が社会通念上相当な範囲を逸脱した場合に違法とされる場合のあることは、その権利の内在的制約としてこれを認めなくてはならない。そして、そ の違法性の有無は当該集団行動について個々具体的な検討をまたねばならないと ろであるが、この点に関する判断は弁護人の控訴趣意に対する判断の中ですでに示 したとおりであるから、ここに改めて繰り返さない。

Iれを要するに、原判決には所論の事実誤認ないし法令適用の誤りはなく、論旨 はその理由なきに帰する。

(検察官の控訴趣意に対する判断)

論旨は、原判決は、都公安委員会か昭和四〇年一〇月一五日夜および同年一一月 五日の国会請願のための集団行進を許可するに際し「秩序保持に関する事項の4」 として付した「放歌、合唱、かけ声、シュプレッヒ・コール等、示威にわたる言動 は行なわないこと。」という条件は違法・無効であるから被告人D、同E、同F、 同Kが合唱、シュプレツヒ・コールを指導した行為は罪とならない旨判断している

が、右判断は明らかに法令の解釈適用を誤つたものである、というのである。そこで考えてみるのに、都公安条例一条・二条をみると、同条例は集団行進と集団示威運動とを区別し、これらを行なおうとする者はそれぞれ別個に東京都公安委員会の許可されています。 員会の許可を受くべきものとしている。そして、このうち、集団行進とは多数の者が一定の目的をもつて集団として行進することをいうのに対し、集団示威運動とは 多数の者が一定の目的をもつて公衆に対し気勢を示す集団としての行動であるとい うことができる。したがつて、集団示威運動の形態は必ずしも行進てあるとは限ら ないが、行進の形態をとる場合が多いこともみやすいところである。そこで問題 は、集団示威運動が行進の形態で行なわれた場合の集団行進との区別であるが、多

数の者が集団として行進すること自体に必然に伴う示威的作用は別として、公衆に対し気勢を示す示威的行動を伴うものが集団示威運動であり、これを伴わないものが集団行進にあたると解すべきである。そうしてみると、この二者を区別し、それぞれ別個の許可の対象としている都公安条例のもとにおいては、集団行進の許可を受けているにすぎない者は集団示威運動の性質をもつ行為を行なつてはならないのであり、もしこれを行えばそれはまさしく許可申請をせず許可を受けないで集団示威運動を行なつたことになるといわなければならない。

「〈要旨第三〉ところで、ここで問題となっている一〇月一五日夜、一一月五日の各集団行進については、許可にあたり前〈/要旨第三〉記のように「放歌、合唱、かけ声、シュプレツヒ・コール等、示威にわたる言動は行なわないこと。」という条件が付されている。これは、民法でいう条件とは異なり、行政行為てある意思表示とあたり、その付款として、相手方に対しこれに伴う特別の義務を命ずる意思表示とる講学上のいわゆる負担たる性質を有するものであること前にも述べたとおりにおい者は、すでに右条例の規定上当然に示威にわたる言動を行なつてはならない者は、すでに右条例の規定上当然に示威にわたる言動を行ないことを命じいるのであるから、これに対し重ねてかような言動をしないことを命じるとは法的に無意味であり、したがつてそれは厳密には法的効力を有する条件(負担)ではなく、単に条例の規定の遵守を促す注意事項以上の性質をもつものではないと解するのが相当である。

もつとも、集団行進に参加した者の中に右のような示威的言動に出た者があったとしても、それが集団としての行為とみる程度に達しないときは、まだ集団示る威運動が行なわれたということはできず、一部にもせよそれが集団の治さるるいませるとはできず、一部にもせよそれが集団の行為なられるとの行為が集団示威運動に転化するとのうきるもしない。もれない。もれない。集団行進、集団行進、集団行進の表別を通りに表別を通りに表別を通りに表別を通りに表別を通りに表別を通りませる。また、「は歌の大人の行為ならば特にいって規制を関けるといってはない。もた、「個々人の行為ならば特にいって規制を関けるというによりにある。を持つである。を見いずれにしても集団の控訴をされているである。その条件で禁せられている行為をすることは、前述のとおりすべて集団に該当するというほかはない。

それゆえ、原判決がこれらの行為を罪とならないものとしたのは結局その点において正当であり、法令の解釈適用に誤りがないことになるから、論旨は理由かないといわざるをえない。

(むすび)

以上の次第で、本件各控訴は刑訴法三九六条によりいずれもこれを棄却することとし、当審における訴訟費用を被告人らに負担させないことにつき同法一八一条一項但書を適用して、主文のように判決をする。

(裁判長裁判官 中野次雄 裁判官 藤野英一 裁判官 粕谷俊治)